

住むなら！しちのへ！

令和3年度 七戸町定住促進新築住宅建設支援事業

七戸町に転入された方へ、新築住宅の建設費補助を行っています。

補助率	上限額	若者特典
住宅建設費 ^(※1) の 3% 以内 (1万円未満切り捨て)	50万円 ^(※2)	夫婦ともに 40歳未満 の場合は さらに 10万円加算

(※1) 土地購入費、外構・造成工事費、解体費用、付属建物（車庫、物置等）工事費、諸手続費用を除く居宅本体工事費（もしくは取得費）が対象です。また浄化槽設置等で別途町補助を受ける場合は当該対象経費を除きます。

(※2) 補助金額（住宅建設費の3%）のうち、4分の1相当額もしくは5万円のいずれか低い金額相当額の額面の七戸商店会協同組合発行の商品券で交付し、残額を現金で交付します。

さらに・・・

七戸町結婚新生活支援事業費補助金の要件を満たす場合は、**30万円**を上限額として七戸町定住促進新築住宅建設支援事業では対象とならない**諸手続費用等の3%以内**の額の補助を受けることができます。

（詳しくは、『七戸町結婚新生活支援事業』のチラシをご確認下さい。）

定住促進新築住宅建設支援事業（最大50万円+若者世帯の場合は10万円加算あり）
と結婚新生活支援事業（最大30万円）を併用することにより最大90万円の補助が受けられます。

交付要件について

以下の要件をすべて満たす方が対象です。

支給対象者

- 平成30年4月1日以降に七戸町に転入した方。
- 転入する直前に、連続して1年以上町外に居住していた方。
- 交付の対象となる新築住宅に、住所を定めていること。
- 七戸町に2年以上継続して定住する意思があること。
- 町内会または常会に加入していること。
- 申請者及び世帯員全員に、市町村税及びその他の納付金の滞納がないこと。

対象となる新築住宅

- 令和4年3月31日までに七戸町内に建設した新築住宅で、自己の居住用として不動産登記されていること。
(建築) 建物表示登記の新築年月日が令和4年3月31日以前であること。
(売買) 所有権移転登記の売買年月日が令和4年3月31日以前であること。
- 併用住宅の場合は、居住の用に供する床面積が建物全体の延べ床面積の2分の1以上であること。
- 七戸町産業活性化住宅新築リフォーム支援事業の助成を受けない住宅であること。

手続きの流れについて

申請書類提出 → 決定通知書が届く → 請求書類提出
→ 振込通知書・商品券受領のお知らせが届く → 役場にて商品券を受け取る

本補助金は、所得税の確定申告および町県民税の申告が必要となります。
詳しくは七戸町税務課（電話0176-68-2113）までお問い合わせください。



申請・請求について

交付申請、補助金請求時に必要となる書類は以下のとおりです。

1. 交付申請時に提出する書類

- (1) 定住促進新築住宅建設補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 新築住宅の登記事項証明書の写し
⇒法務局十和田支局にご確認ください。
- (3) 住宅の建設を証する書類の写し
 - ① 新築住宅の建築工事契約書又は売買契約書の写し
 - ② 建築工事の場合は、工事費内訳書の写し…補助対象経費を確認できるもの
※変更契約をしたときは、変更後の①②の書類も併せて添付してください。
- (4) 世帯全員分の住民票の写し…新築住宅に居住した後のもので、本籍、続柄、前住所が記載されたもの
⇒七戸町役場で交付請求できます。
- (5) 戸籍附票（除票）謄本の写し…七戸町に転入する前1年間の住所を確認できる
⇒七戸町役場又は本籍地の市町村（戸籍交付窓口）にご確認ください。
- (6) 定住誓約書（様式第2号）
- (7) 自治会加入証明書（様式第3号）
- (8) 令和2年度分の市町村税納税証明書の写し（全税・世帯全員分）…税金の滞納がないことを確認できる
⇒令和2年1月1日の住所地の市町村（税証明交付窓口）にご確認ください。



2. 補助金請求時に提出する書類

- (9) 定住促進新築住宅建設補助金請求書兼実績報告書
- (10) 振込先の通帳の写し（店番、口座番号、口座名義が記載されている部分）

☆ ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください ☆

問合せ先：七戸町役場 企画調整課 TEL：0176-68-2940 FAX：0176-68-2804

Q：結婚新生活支援事業と併用できる世帯とは？

定住促進新築住宅建設支援事業と結婚新生活支援事業を併用できる世帯の基準は以下のとおりです。

- ①定住促進新築住宅建設支援事業の対象者要件を満たす世帯。
- ②上記①のうち令和3年1月1日から令和4年2月28日までの期間に、婚姻届けを受理され、同一世帯になった夫婦。（夫婦ともに39歳以下、世帯の所得が400万円未満等の要件あり。）

※結婚新生活事業は国の交付金を活用して実施する事業のため、補助対象者数に上限があります。申請順での受付となりますので、該当する方は、お早めにご相談ください。

例1) 夫婦ともに39歳以下、世帯の所得が400万円未満等の要件に該当する場合

- 経費① 引越費用（20万円）
 経費② 定住促進新築住宅建設支援事業で該当とならない経費のうち
 土地購入費・住宅ローン手数料を除いた経費（500万円）
 経費③ 定住促進新築住宅建設支援事業で該当となる居宅本体工事費（2,000万円）

	実負担額	補助額	備 考
経費①	20万円	20万円	結婚新生活支援事業補助金の 上限額30万円 ※上限額30万円－補助額20万円＝ 残額10万円
経費②	500万円	10万円	実負担額の 3%以内 補助 ※結婚新生活支援事業補助金の範囲内のため15万円のうち 10万円 が補助対象
経費③	2,000万円	60万円	定住促進新築住宅建設支援事業費補助金の上限額 50万円 +若者世帯加算 10万円
計	2,520万円	90万円	

結婚新生活新生活支援事業から30万円、定住促進新築住宅建設支援事業から60万円の補助となります。

例2) 夫婦ともに39歳以下、世帯の所得が400万円未満等の要件に該当する場合

- 経費① 引越費用（なし）
 経費② 定住促進新築住宅建設支援事業で該当とならない経費のうち
 土地購入費・住宅ローン手数料を除いた経費（500万円）
 経費③ 定住促進新築住宅建設支援事業で該当となる居宅本体工事費（2,000万円）

	実負担額	補助額	備 考
経費①	0円	0円	
経費②	500万円	15万円	結婚新生活支援事業補助金の 上限額30万円 で実負担額の 3%以内 補助 ※上限額30万円－補助額15万円＝ 残額15万円
経費③	2,000万円	60万円	結婚新生活事業で 15万円 定住促進新築住宅建設支援事業で 35万円 +若者世帯加算 10万円
計	2,520万円	75万円	

結婚新生活新生活支援事業から30万円、定住促進新築住宅建設支援事業から45万円の補助となります。

Q：用語の定義

本助成における用語の定義は以下のとおりです。

新築住宅 … 新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの
(住宅建築工事完了の日から起算して1年以内のもの)

建設 … 建築または売買による取得

専用住宅 … 居住することを目的に建てられた住宅

併用住宅 … 店舗、事務所等の事業の用に供する部分と、居住の用に供する部分が結合している住宅

住宅建設費 … 建物本体の工事費又は取得費

【対象外経費】

土地購入費、建物解体費用、外構・造成・水道引込等の付帯工事費、付属家（車庫、小屋等）の工事費、浄化槽設置工事等で町の補助を受けるもの、設計料・各種申請手数料・地盤調査費用等の建築工事費に直接該当しない経費。

交付申請に対し、報告や現況調査を求める場合があります

補助金の交付申請に対し、交付要件を満たしているかどうかの調査を行う場合があります。

具体的には、確認書類の提出の依頼、町税等の滞納有無の照会、現地確認等です。

☆ご理解とご協力をお願いいたします。



七戸町で実施している移住・定住に関連した支援制度が紹介されておりますので、是非ご覧ください。



にじのフモトで
ナナイロぐらし

虹を見つけた時のような、幸せな時間をしちのへ町で。
At the Foot of the Rainbow - SHICHINOHE LIFE -

